

# 労金健保の個人情報保護に関する基本方針

全国労働金庫健康保険組合（以下「当組合」という）は、健康保険法に定める「被保険者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関する保険給付」並びに「健康教育、健康相談、健康診査その他の健康保持増進のために必要な保健事業」を行っております。

当組合は、これらの保険給付や保健事業を行うために、必要な範囲で被保険者及び被扶養者（以下「加入者」という）の個人情報を取得しております。

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われるべきものであり、その取り扱いに当たっては、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、公正・公平で適正な取り扱いに努めています。

当組合が取得している、加入者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号などのほか、適用関係情報（資格の得喪、標準報酬等）、現金給付情報（埋葬・分娩、出産・傷病手当金等、一部負担還元金・付加給付）、レセプト関係情報（傷病名、医療費、受診・治療内容等）、健康管理に関する情報（健診データ等）などの個人情報（特定の個人を識別できる情報）については、以下の方針で取り扱います。

- 1 「個人情報保護管理規程」を制定するとともに、個人情報保護法及び関連法令を遵守します。
- 2 個人情報（データ）に関する加入者の権利を尊重し、ご自身の個人情報に対する問い合わせ、開示、訂正、削除を求められたときは、健康保険法等の法令、及び個人情報保護管理規程に従い正確・安全・最新に保つために速やかに対応いたします。
- 3 次の適正な管理を行い、個人情報の保護に努めます。
  - ①個人情報保護管理者の選任による責任の明確化
  - ②個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための厳重なセキュリティ対策の実施
  - ③安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限の実施
  - ④個人情報の保護についての職員教育の徹底
- 4 個人情報の収集にあたり、健康保険法等の法令で義務付けられている場合を除き、加入者に対し、収集目的を明らかにして収集した個人情報は、利用目的の範囲で使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合以外は、第三者には提供いたしません。
- 5 利用目的遂行のために業務を委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正管理及び監督を行います。
- 6 個人情報の取り扱い及び管理についてのお問い合わせは、当組合の下記の相談窓口で受け付けます。

【相談窓口】  
全国労働金庫健康保険組合 業務部  
TEL 03 (5217) 3162 FAX 03 (5217) 3115  
受付／平日 9:00～17:00
- 7 本基本方針及び個人情報保護管理規程等は、法令の制定改廃や情勢の変化により適宜変更します。

2008年11月  
全国労働金庫健康保険組合

## 事前同意の確認（第三者への個人情報の提供）

個人情報保護法は、個人情報の第三者への提供には原則として事前に本人の同意を必要としています。一方で、本人の便宜のため申請を要しない給付の支給など加入者の利益になるもの、または事業者側（当組合）の事務及び経費負担が膨大になるうえ明示的な同意を得ることが加入者にとって必ずしも合理的であるとはいえない以下の事項については、加入者本人から特段の意思表示がない限り、黙示による包括的な同意が得られているものとされています。

当組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない被保険者・被扶養者の方につきましては、当組合の相談窓口までご連絡下さい。

- 1 高額療養費を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- 2 一部負担還元金・付加給付を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- 3 次の個人情報を事業主に提供すること。  
「保険給付金決定通知書」の項目である、被保険者名、被保険者証の番号、支給内訳、支給額。
- 4 「医療費通知」を世帯単位でまとめて行うこと。  
「医療費通知」の掲載情報は、受診者名、診療月、診療日数、診療区分、医療費総額、組合が負担した額、国・県・市区町村で支払った額、被保険者・被扶養者が医療機関等の窓口で支払った額、保険給付金です。

## 高額医療給付に関する共同事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③特定の事業者との共同利用については、法律上、第三者提供には当たらないこととなっております。

当組合では、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会（以下「健保連」という）が実施する高額医療給付に関する交付金交付事業（以下「高額医療事業」という）から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを健保連と共同利用しておりますが、高額医療事業についての個人情報の取り扱いは以下のとおりいたします。

### 1. 共同利用する旨

当組合と健保連は、健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合で高額な医療費支出が発生した場合に、その費用の一部を交付する事業を実施しています。

その事業への申請のために、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という）の写しと当該レセプトデータを記載した書類（交付金交付申請総括明細書）を健保連・組合財政支援グループに提出します。

### 2. 共同利用する個人データ項目

前項総括明細書の記載事項のほか、レセプト記載データの一部  
（請求金額が1,000万円以上のレセプトについては全てのデータ）

### 3. 共同利用する者の範囲

- ・当組合 業務部
- ・健保連 組合財政支援グループ
- ・業務委託先 (財) 社会経済生産性本部 社会情報システム部

### 4. 共同利用する者の利用目的

当組合が高額事業の申請を行うために提出したレセプトデータは、健保連・高額医療支援グループにおいて、申請に間違いがないか点検し、適正な交付を行うために利用します。

また、特に高額である1カ月1千万円以上のレセプトについては、当組合・健保連の資料として個人情報を除いた金額、主病名などを公表いたします。

### 5. 個人データ管理責任者

- ・当組合のデータ管理責任者 業務部長
- ・健保連 組合財政支援グループマネージャー

# 当健保組合が保有する個人情報

個人情報の種類		個人情報の内容
被 保 険 者	被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、標準報酬月額、賞与等額、被扶養者の有無
	任意継続被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所及び住民票記載内容、電話番号、資格取得日、資格喪失日、資格喪失時の標準報酬月額、振込金融機関名及び口座番号、被扶養者の有無
	被保険者レセプト情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、診療区分、診療年月、府県コード、医療機関コード、医療機関の名称及び所在地、診療科、傷病名、診療開始日、診療実日数、決定点数、診療内容、特記事項、公費点数、食事療養標準負担額、食事療養日数、患者負担額
	被保険者現金給付情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、事業所名、受診医療機関名及び住所、受診年月、傷病名、基礎年金番号、年金額、医療費、装具装着日及び費用、証明先医療機関名及び医師名、労務不能期間、労務不能期間に受けた報酬、出産(予定)日、出生児数及び氏名・続柄、死亡年月日、死亡原因、埋葬に要した費用(埋葬費のみ)、請求者の氏名及び住所・電話番号
	被保険者柔道整復師情報	記号・番号、氏名、生年月日、施術年月、施術金額、傷病名、施術柔道整復師名及び住所、柔道整復師の振込先口座
	被保険者健診・保健指導情報	特定健康診査受診者の記号・番号・氏名・年齢・生年月日・結果・問診回答・費用・健診機関名及び所在地 特定保健指導利用者の記号・番号・氏名・年齢・生年月日・内容・結果・費用・指導機関名・所在地・医師・指導者名 各種健診等の補助金請求書類の記載内容(該当者記号・番号・氏名・年齢・生年月日・検査項目・費用・健診機関名及び所在地・担当医師・指導者名)
	各種保健事業に関する情報	機関誌「労金けんぽ」の投稿者及びクイズ応募者の氏名・住所・メールアドレス・電話番号・家族名・写真 キャンペーン月間・各種調査・アンケート等における参加者・応募者の記号・番号・氏名・住所・回答内容 出産育児書申請記載の記号・番号・氏名・住所・メールアドレス・添付書類記載事項
被 扶 養 者	被扶養者適用情報	氏名、生年月日、性別、住所、被保険者との続柄、職業(学校名)、所得額(基礎年金番号等)、住民票記載内容、戸籍謄本記載内容、同居別居の有無
	被扶養者レセプト情報	被保険者レセプト情報に同じ
	被扶養者現金給付情報	記号・番号、氏名、被保険者との続柄、生年月日、性別、住所、電話番号、受診医療機関名及び住所、受診年月、医療費、傷病名、装具装着日及び費用、出産(予定)日、出生児数及び氏名・続柄、死亡年月日、死亡原因、除籍謄本記載内容
	被扶養者柔道整復師情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、被保険者との続柄住所、施術年月、施術金額、傷病名、施術柔道整復師名及び住所、柔道整復師の振込口座
	被扶養者健診・保健指導情報	特定健康診査(及び名称に関わらず特定健康診査基準を満たす健診)受診者の記号・番号・氏名・年齢・生年月日・結果・問診回答・費用・健診機関名及び所在地・担当医師名 特定保健指導利用者の記号・番号・氏名・年齢・生年月日・内容・結果・費用・指導機関名及び所在地・担当指導者名
	各種保健事業に関する情報	上記被保険者の同項と同じ
そ の 他	組合会議員に関する情報	事業所名、役職名、住所、電話番号、振込金融機関名及び口座番号、投票管理者の氏名・事業所名・役職名、議員推薦人の氏名・事業所名
	事業所担当者情報	氏名、事業所名及び所属部署、役職名

# 個人情報の利用目的

## 組合内部で利用

## 委託事業者等への情報提供を伴う利用

### 1. 保険給付

保険給付及び付加給付の支給

高額療養及び一部負担還元金等の自動払い  
健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業  
第三者行為に係る損害保険会社等への求償

### 2. 保険料の徴収と適用

被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準  
賞与額の把握  
健康保険料の徴収  
被扶養者の認定  
健康保険被保険者証の発行

被保険者資格等のデータ処理

### 3. 保健事業

諸健(検)診等の補助金決定  
特定健診・特定保健指導結果の管理  
各種保健事業実施時の対象者リスト  
出産育児書ほか健康支援冊子等の送付  
月間記念品他、保健事業で配付する物品の送付

特定健診等のデータ入力、アンケート回答入力  
任意継続被保険者宛の機関紙、文書等の送付  
被保険者等への医療費通知  
各種保健事業で配付する冊子物品等の送付

### 4. 診療報酬明細書(レセプト)の審査・支払

診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査

レセプトデータの内容点検・審査の委託  
レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画  
像取込み処理の委託

### 5. 健保組合の運営の安定化

医療費分析、疾病分析、諸統計の作成・分析

医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の  
外部委託

### 6. その他

健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善  
のための基礎資料  
健保組合の管理運営業務に係る記録資料  
適正な経理事務の執行

第三者行為事務における、損害保険会社・医療機  
関への照会等  
業務の適正処理のための照会又は回答(保険者間)

### 7. 組合会議員情報

組合会議員名簿の作成  
組合会、理事会の開催等の連絡・通知  
旅費の支払

### 8. 事業所担当者情報

名簿の作成  
(代表者・受領代理人・事務責任者・担当者、  
保健衛生責任者・担当者・産業看護職)  
担当者研修会の開催等の連絡・通知  
業務の適正処理のための連絡・照会

## 書類の保存管理

## 廃棄・消去

### 9. 個人情報の管理、廃棄・消去

各届出書、申請書類、レセプト等の紙に記載された  
個人情報は、入力処理後、当組合の文書管理規程  
及び文書保存規定に則り厳重に管理する。

規定の保存期間を経過、又は業務処理が終了し不  
要になった個人データは裁断する。大量の個人  
データは業者に委託し、溶解処理を行う。

電子媒体による個人情報は、電子媒体に係る運用管  
理規程に則り適正に管理する。

パソコン及び電子媒体の廃棄は、データ消去ソフト  
によりデータを完全に消去し廃棄する。